

リバウンド防止期間における一都三県共同取組（案）

令和3年3月24日

リバウンド防止期間

4月1日～4月21日

4月22日～

県民・都民向け

- 不要不急の外出自粛の要請

飲食店等

- 営業時間の短縮要請
【時 間】21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）
【区 域】県内・都内全域
【協力金】4万円/日（一律）
- ガイドライン遵守の要請

遊興施設等

- 時短等の働きかけ（21時まで）
- ガイドライン遵守の要請

イベント
開催

- 開催制限の要請 ※4月18日まで（19日以降は欄外に記載）
【収 容 率】〈大声無〉クラシック音楽、演劇等 大声無:100%以内 / 〈大声有〉ロックコンサート、スポーツイベント等 大声有:50%以内
【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）
のいずれか大きいほう
※収容率、上限人数のいずれか小さいほう
- 時短等の働きかけ（21時まで）、ガイドライン遵守の要請
※4月18日まで

感染状況や
医療提供体制等を
踏まえ、別途調整

※ 期間については、4月21日を基本に、感染状況を踏まえ、運用を適切に判断

※ 4月19日以降のイベント開催制限については、当面の間、以下の収容率・上限人数のいずれか小さいほうとする。

【収 容 率】〈大声無〉クラシック音楽、演劇等 大声無:100%以内 / 〈大声有〉ロックコンサート、スポーツイベント等 大声有:50%以内 【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きいほう